

## 6. 高知県安芸福祉保健所管内で勃発した新型コロナウイルス感染症発生時の誹謗中傷、差別偏見と風評被害について

令和2年春、高知県安芸福祉保健所管内において、すさまじい誹謗中傷、差別偏見と風評被害が発生した。最後に、ここで紹介する。

3月初旬、当保健所管内の患者第1号となったのは、県下第7例目の10歳未満の小学生であった。著者はもちろん職員にとっても、全てが初めての経験であったが、ちょうど、厚生労働省のクラスター研究班の先生方が来高しており、初動において大いに助けていただいた。積極的疫学調査の結果も踏まえて、50人程度の濃厚接触者・接触者の検査を帰国者・接触者外来及び保健所において実施し、学校の協力も得て、児童・教員を含め200人近くの健康観察を14日間毎日実施した。新たな患者・感染者の発生はなく、本人の健康観察28日経過をもって観察はひとまず終了となった。

詳細についての記述は差し控えるが、発生直後から、個人・家庭に対するすさまじい誹謗中傷、差別偏見と風評被害が発生し、知事が県民・報道機関に対して、再三にわたり、人権擁護と冷静な対応を呼びかける事態となった。この被害は村の住民にも及び、勤務先からの出勤停止、自営業者は取引先から出入り・取引停止、医療機関での診療拒否、スポーツクラブ等への出入り禁止など理不尽な対応が多く報告・相談された。村の主要産業は園芸農業で、主要商品は農産品と加工商品であり、生産者や販売者の風評被害への不安も深刻であった。

患者発生の知事記者会見当日夕刻～夜間及び翌日午後には、一部のマスコミが学校へ来て、会見直後に学校を訪れた著者や保健所職員にカメラが向けられ、校内での長時間の打ち合わせの後も、再び学校の玄関先でカメラが向けられ取材申し込みもなされた（取材には応じていない）。翌日、保護者説明会を実施したが、参加して帰宅途上の保護者に直接取材が行われ、テレビカメラが回った。電話等の問い合わせが保健所、村役場、学校に殺到し、一時は電話が鳴り止まず、業務の履行に大きな支障が出た。

以下は個人的な感想である。著者は一介の公衆衛生学徒・Artistとして、平成一桁の時代から、主にボランティアや大学教員として、エイズ教育としうがい関係を中心に、微々たる活動とはいえ、長期にわたり人権擁護や啓発に携わってきた「つもり」であった。著書も論文も意見書も書いた。しかし、今回、この事態を前にして、神戸エイズパニックの時と、何ひとつ変わっていないと感じた。そして無力感の中、自己は崩壊した。

いろいろな対応にかかわる中で、しばらくさまざまな問題が勃発しつづけ、著者を含め関係職員は多忙を極めた。そしてそのまま、特別措置法に基づく緊急事態に突入した。

振り返ってみれば、平成8年のO-157、平成21年の新型インフルエンザ、平成26年のデング熱など、大規模感染症が発生するたびに、日本ではパニックを繰り返してきている。日本では他の国よりも「新型コロナウイルスに感染するのは自己責任」と考える人が多いという研究もある。この問題は、非常に奥深いものがあり、解の得られない永遠の課題なのかもしれないが、多くの人の智慧を借りて、差別偏見と風評被害への対峙を模索していくなければならない。と、あらためて思う。

なお、児童が在籍している小学校は、未曾有の事態に大変な状況にあったが、学校の対応は、校長先生をはじめ、連携をされた村教委、県教委及び関係機関、精神保健福祉センター、高知大学などの多機関連携による協力も得て、非常に適切であった。本稿を借りて、深い感謝を申し上げます。



「こころの体温計」より

**令和2年3月6日高知県・高知市合同記者  
会見での知事発言**

<令和2年3月6日高知県・高知市合同記者会見での知事発言>

**県民・報道機関の皆様へのメッセージ（お願い）**

- 本日8例目で、感染経路が現時点では明確でない形の新しい感染者の方が確認をされました。このことは大変残念ではございますけども、この患者さんは最初に入院をされた時に比べまして、現在症状は改善傾向にあるということでございます。
- 県民の皆様には、従前からお願いをしておりますけれども、必要以上にこの新しい感染症を恐れることなく、冷静に行動をいただきたいと思います。引き続き、地道な感染予防の行動を取っていただくようにお願いいたしたいと思います。
- そして、今回この機会に改めまして、県民の皆様、そして報道機関に、特にお願いをしたいことがあります。
- 一言で申しますと、これは患者さん、あるいは家族の皆様方、そして関係します医療機関でありましたり学校といった関係機関の皆様、こういった方々に対するお心配りを、ぜひ県民の皆様、そして報道機関の方々にはお願いをしたいということでございます。
- それと申しますのも、我々の方に、患者の御家族の方々から、報道の内容、あるいは周辺の方々からの声で大変苦しんでおられるという訴えを伺っております。
- この新型コロナウイルスの感染症に関連しまして、誤った情報に基づいて、不当な差別、偏見、いじめ、こういったことがあっては決してならないと思っております。
- 我々はあくまで、感染拡大の防止対策のために、そして無用な混乱が起こらないように、県民の皆様に正しく対応していただこうという意図で、患者さん御本人、あるいは御家族の皆様、また関係する機関の皆様に、(機関名の)実名での公表についてお願いをし、ぎりぎりの御承諾をいただく形で、皆さんに情報の提供をさせていただいているということでございます。
- おそらく、患者様、あるいは御家族、関係機関の皆様は、多数の取材が殺到して混乱をするということを避ける意味で、県の要請に応じていこうというお気持ちで、何とか受けていることだと、私は理解をいたしております。
- そういう状況の中で、情報提供をさせていただいておりますので、県民の皆様におかれましては、患者の御家族あるいは関係者に対しまして、仮に誹謗中傷と呼ばれるような、人権侵害と言わかれかねないような状況になることが決してないように、ぜひ冷静な対応抑制的な対応をお願いしたいということでございます。
- 報道機関の皆様におかれましても、これはかねてお願いしていますけれども、患者さんなどの報道に関しましても、ぜひプライバシー保護の観点ということに意を用いていただきたいと思います。
- 基本的に、今申し上げたような形で、我々としてできる限りの情報を提供させていただいておりますので、それに沿った範囲での報道ということに努めていただきたいと思いますし、只今申し上げたような環境の中で、関係者の方々が(機関名の)実名の公表にも応じていただいているという状況でございますので、患者さんの御家族とかに直接取材をされるということは御遠慮いただければというのは、私からの強いお願いでございます。

**電話相談の内容**

**主な「相談」な内容**

- 自分や家族が感染したのではないかという相談
- どうやったら感染するのかという相談
- どんな症状が出るのか
- 味がわかりにくくなっているが大丈夫かなど
- (濃厚接触者には保健所から連絡しているので、概ねは、それ以外の住民の方)

**苦情に類するものは多く、業務を大きく圧迫した**

- 感染者の名前や住所を教えろ、教えないと殺す
- 〇〇という噂があるが本当か
- 感染者と同じ小学校に通っている児童の親を出勤停止にしてよいか
- 感染者の居住地から通勤している人を休ませてもよいか
- 居住地で作った野菜、お菓子は大丈夫か
- 感染が発表されたので住民が迷惑している、その家をなんとかしろ

**少し時間が経つと**

- 居住地の住民であるという理由で施設利用を断られた
- 感染した児童と同じ学校に通っている児童の親が出勤を拒否された
- 仕事先から出勤しないように言われた
- 介護施設の業務委託を受けているが、仕事を全部なくした
- 得意さんから出入りを禁止された
- 保育所の利用を断られた
- お宅の产品は売れないといわれた

**など、いわれなき差別や実害をうけた事案の相談が増えた**

※ただ、その怒りの矛先が、断った相手ではなく、感染者に向かっている



令和2年3月16日高知新聞記事



近所でも避けるよう  
な反応があった。買  
物は遠くまで出掛け、  
休日も外出を控えるよ  
うになつた。取材に応  
じた女性は「人目を気  
にして行動しないとい  
けない。精神的にきつ  
いです」と漏らした。  
感染した人の職場  
や、関係する医療機関  
の職員らの間でも、同  
様の悩む声が絶えない  
という。

職場で声を聞き取つ  
た幹部らによると、仕  
事の相手先を訪問した  
では8万人以上の減と  
調査で分かつた。実数

新型コロナウイルス  
の感染拡大で県内のホ  
テルや旅館で予約キャ  
ンセルが相次ぎ、3月  
の宿泊者数は前年同月  
から6割減の水準であ  
ることが、県旅館ホテ  
ル生活衛生同業組合の  
同組合は2月28日～  
3月6日、63施設にア  
ンケートを実施。15

# 今月県内宿 宴会客数

宴会客数も7割近く

新型コロナウイルスの感染拡大で県内のホテルや旅館で予約キャンセルが相次ぎ、3月の宿泊者数は前年同月から6割減の水準であることが、県旅館ホテル生活衛生同業組合の調査で分かった。実数では8万人以上の減少となり。宴会の客数も7割近く下回る見込みで、経営者からは「このままでは前年実績を含む)を前年実績とどもに質問した。回答を得た57施設の宿泊者数合計は、1、6月の宿泊、宴会の人數(3月1日時点)予約も66・9%の減。ゴルデングラウンドも含めて、5、6月も新規予約が入らない状況といつまでも続くのか」と悲鳴が上がっている。

同組合は2月28日、「3月6日、63施設にアンケートを実施。15セルが相次ぐ3月は56

高知県内で新型コロナウイルスに感染した人の職場や医療機関の職員に対し、心ない言動や過剰反応が相次いでいる。飲食店への入店や子どもの預かりを断られる例が報告されたり、専門家は不当な対応をやめるように呼び掛けている。（福田一昂・山本仁）

「申し訳ないけど、  
入るの遠慮してくれる  
？」

高知市の40代の女性

（左）高知市役所の窓口で、マスクをした男性職員が窓口で業務を行っている。奥には窓口の名札がある。

（右）飲食店の入口で、マスクをした女性が店舗に入るのを拒む。背景には建物がある。

は飲食店で声を掛けられた。感染した人と同じ職場で働き、店主はじめ職場で働き、店主は女性は同僚とは別の部署で、保健師の調査でも濃厚接触者には該当していない。しかし、いつもも違う店主の目にショックを受けた子どもが通っている保育園から

られた／小学校に預けられた／他の子どもが他の子と別室で過ごす対応を受けた／子どもが通った建物に入るのを断られた／

員に対し、心ない言  
われる例が報告され  
田一昂、山本仁)

ら建物に入るのを断ら  
れた▽小学校に預けた  
子どもが、他の子と違  
つ別室で過ごす対応を  
受けた▽子どもが通つ  
ている保育園から「登  
にかかった。別の職場  
の責任者は、「感染者の  
名前や職場を教えてく  
れ、という電話も多か  
った。職員はストレス  
をかなり抱えて過ごし  
ている」とし、「一番傷  
ついているのは感染し  
た本人。復帰しやすい  
ように職場全員でフォ  
長、吉川清志医師の話  
者、医療者とのついて  
は濃厚接触者の基準に  
従つて県や保健所がし  
つきり対応している。

県感染症対策協議会  
患者の家族や関係  
者、医療者とのついて  
は濃厚接触者の基準に  
従つて県や保健所がし  
つきり対応している。

思いやる対応を

送ればいい。  
濃厚接触者の検査結果  
陽性は6%しか  
感染を恐れず  
されば引きがなく、  
人の排除すること  
になりかねない。相手  
のことを思いやる  
方が大切だ。傷つける  
ことは周囲の言  
動が原因のない。

# 新型コロナ県内過剰反応

「入店遠慮を」「子供に影響」

感を抱かなが欠り、陰りに2月10日た。歓送などが軒などとならル。

「園を控えてほしい」と一口一するように話し合  
連絡を受けた▽子ども  
が「コロナ」とからか  
われるなどの事例が  
あった。安芸郡芸西村  
では11日に風評被害の  
対策会議も開かれた。  
た。山崎正雄所長は  
「(改めて)このことは目ざ  
めに相談窓口が開設され  
タには感染した人や

迷惑を掛けたように感  
じて、つらくても声を  
出しづらい。心理的な  
負担は強く、1人で抱  
え込んでしまう恐れが  
ある。周囲の理解が欠  
かせない」と話す。

2月に10  
り、陰り  
た。歓送  
などが軒  
幅に下回  
人、4月  
の1万9  
大幅に下回  
大人数の  
期や中止  
る。  
自記  
がスポー  
ントの自  
2月下旬  
ルが急増  
ス出張の  
でいる」  
があった  
県は12  
型コロナ  
が確認さ  
うち6人  
退院した  
感染者と  
人のウイ  
めている  
は新たな  
されてい  
県によ  
の人は  
で、改善  
もいると  
た人に行

## 相談電話等を分析し、3月12日に所で作成したQ&A



新型コロナウイルス感染症について

公開日 2020年03月12日

新型コロナウイルス感染症について

よくあるお問い合わせをまとめました（Q&A）（令和2年3月12日版）

Q1職員に発熱と風邪症状があります。帰して休ませる必要があるでしょうか？  
A1.発熱などの風邪の症状があるときは、新型コロナウイルス感染症にかかわらず、かぜやインフルエンザなどのよくみられる感染症を人にうつさないためにも、勤務はお休みいただくよう呼びかけております。

Q2熱や咳など、風邪の症状が一週間続いている、会社を休みたいのですが、上司がお休みを認めてくれません。解熱剤を服用して出勤しています。どのようにしたらよいでしょうか？

A2.使用者には「安全配慮義務」がありますので、労働者の健康状態についても配慮を払う義務があります。「A1」の回答にありますように、発熱などの風邪の症状があるときは、勤務はお休みいただくよう呼びかけております。この場合、会社に病気休暇制度がない場合は、年次休暇（いわゆる有給休暇）を使用することができます。

なお、解熱剤を服用している場合は、発熱しているとみなします。Q2の方の場合、4日以上の発熱と風邪症状という具体的な症状がありますので、ご本人から高知県新型コロナウイルス健康相談センターへご相談ください。

Q3.職員から「家族が新型コロナウイルスに感染した」と連絡がありました。職員は勤務を休ませるべきでしょうか？

A3.職員の家族のうち、保健所により新型コロナウイルスに感染した方と強い接触があったと判断され（この場合、濃厚接触者といいます）仕事を休むことが望ましい方には、保健所から休業に関するお願いをし、あわせて健康観察を行っています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130111/2020031200406.html>

1/5

2020/9/25

新型コロナウイルス感染症について | 高知県庁ホームページ

A6.現在、「新型コロナウイルスに感染しているかどうかを知りたいので、検査を受けたい」という目的での検査は実施していません。新型コロナウイルスにかかっていない証明書を提出することは困難です。

Q7.新型コロナウイルスの感染者が発生した地域で作られている農作物や食品は、食べても安全でしょうか？

A7.公衆衛生上の観点からは、全く問題ありません。なお、食品を介した感染はこれまでに確認されていません。

Q8.新型コロナウイルスに感染している方が発生した地域に住んでいるという理由で、スポーツ施設の利用を断られてしまいました。

A8.公衆衛生上の観点からは、利用することについて何ら問題はありません。なお、このような扱いを受けた場合、以下の窓口で相談を受けることができます。

### 【電話による相談】

みんなの人権110番

0570-003-110（お近くの法務局の窓口につながります）

子どもの場合

子どもの人権110番

0120-007-110, 088-822-6505

24時間（じかん）子供（こども）SOSダイヤル

0120-0-78310（なやみ言（い）おう）

### 【メールによる相談】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_0018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_0018.html)

感染した方の家族であっても、接触の度合いによっては、お休みを必要とする場合もあります。

保健所から仕事を休むことをお願いをしていない方に対して、使用者が、休むことを指示した場合は、使用者の責に帰すべき事由による休業となります。

詳しくは、新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け、及び企業の方向け）をご覧ください。

労働者の方向け

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_0007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_0007.html)

企業の方向け

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_0007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_0007.html)

また、高知労働局に「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」も開設されています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roundoukyoku/newpage\\_00329.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roundoukyoku/newpage_00329.html)

Q4勤務者の子どもが通っている学校で、新型コロナウイルスに感染した児童がいたと聞きました。この児童から勤務者の子どもを介して、勤務者にまで感染しているのではないかと心配です。この勤務者を出勤させてよいでしょうか？

A4.公衆衛生上の観点からは、濃厚接触者には該当しないため、出勤については問題ありません。

Q5ある地域で新型コロナウイルスに感染している方が発生していますが、その地域から通勤している勤務者は休ませるべきでしょうか？

A5.公衆衛生上の観点からは、勤務を制限する必要性はありません。

Q6ある地域で新型コロナウイルスに感染している方が発生していますが、その地域から通勤している勤務者に対して、出社の可否を検討するため、新型コロナウイルスにかかっていない証明書を要求してもよいでしょうか？

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130111/2020031200406.html>

2/5

2020/9/25

新型コロナウイルス感染症について | 高知県庁ホームページ

（Q4.5.6の注）保健所が「濃厚接触者」と判断した上で、仕事を休むことが望ましい方は、保健所からご本人に対して休業に関するお願いをしています。

（Q8.の注）保健所が「濃厚接触者」と判断した上で、施設の利用を差し控えた方がよい場合には、保健所からご本人に対して施設を利用しないようお願いをしています。

こちらもご覧ください

新型コロナウイルス感染症に関する情報（高知県）

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111301/info-COVIT-19.html>

新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ先

○発熱、咳など体の健康、予防、医療機関の受診に関すること

新型コロナウイルス健康相談センター（電話：088-823-9300 FAX：088-873-9941）

【受付時間】9時から21時（平日・土日祝日）

○新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族等のメンタルヘルス相談に関すること

高知県立精神保健福祉センター（電話：088-821-4966）

【受付時間】8時30分から17時15分（平日）

○中小企業者の事業資金等の相談に関すること

経営相談窓口（電話：088-823-9695 FAX：088-823-9138 メール：[150401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:150401@ken.pref.kochi.lg.jp)）

【受付時間】8時30分から17時15分（平日・土日祝日）

○その他の相談に関すること

新型コロナウイルス問い合わせ窓口（電話：088-823-9024 FAX：088-823-9253）

【受付時間】8時30分から21時（平日）

法務省インターネット人権相談受付窓口

必要に応じ県庁内の関係課へ取り次ぐなど、県民の皆様のお困りごとの解決のため対応します。

このQ&Aに関するお問合せ先

安芸福祉保健所 健康障害課 感染症担当

電話 0887-34-3177

#### 連絡先

高知県 健康政策部 安芸福祉保健所

住所：〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番36号 高知県安芸総合庁舎

電話：代表 0887-34-3175

地域支援室 0887-34-3176

総務保護課 0887-34-1158

健康障害課 0887-34-3177

衛生環境課 0887-34-3173

ファックス：0887-34-3170

メール：[130111@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:130111@ken.pref.kochi.lg.jp)

戻る